



平成 27 年秋の交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣 旨

兵庫県での「秋の交通労働災害防止運動」は、秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を実施月間とし、「事業者はもとより行政、業種別労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進すること」を目的に、平成 18 年から実施し、今年で 10 回目を迎える。

この間、交通労働災害による死亡者数は、平成 21 年に過去最少（4 人）となったものの平成 22 年には 14 人と大幅に増加し、その後、一旦は減少したが平成 25 年は 12 人、平成 26 年は 7 人と、平成 22 年以降増減を繰り返しており着実な減少には至っていない。

また、交通労働災害による休業 4 日以上を含む死傷災害は、平成 23 年に減少して以降は毎年増加しており、平成 25 年は 362 件と平成 24 年より 29 件の増加、平成 26 年も 388 件と前年より 26 件の増加となっており、交通労働災害全体の増加により死亡者数も増加に転じることが懸念されるところである。

このため、今年も、秋の交通労働災害防止運動実施期間中の交通労働災害による死亡災害ゼロを目指し、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成 27 年 9 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

3 主 唱 者

兵庫労働局、県下各労働基準監督署

4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部、神戸新聞社

5 対 象 業 種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

6 実 施 事 項

(1) 兵庫労働局

- ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請
- イ 広報資料等の作成、配布
- ウ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨
- イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発

ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。

(3) 協賛者

ア 事業場の実施事項に対する支援

イ 広報誌等による周知

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

交通労働災害防止に係る管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。

安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。

交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。

適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。

適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。

乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。

交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。

健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。

(イ) 交通労働災害防止対策の研修実施

イ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

リスクアセスメント(危険有害性の調査及び措置の実施)を進める。

陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ウ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の 、 、 、 の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)

(エ) 次の事項を推進する。

走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。

悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。

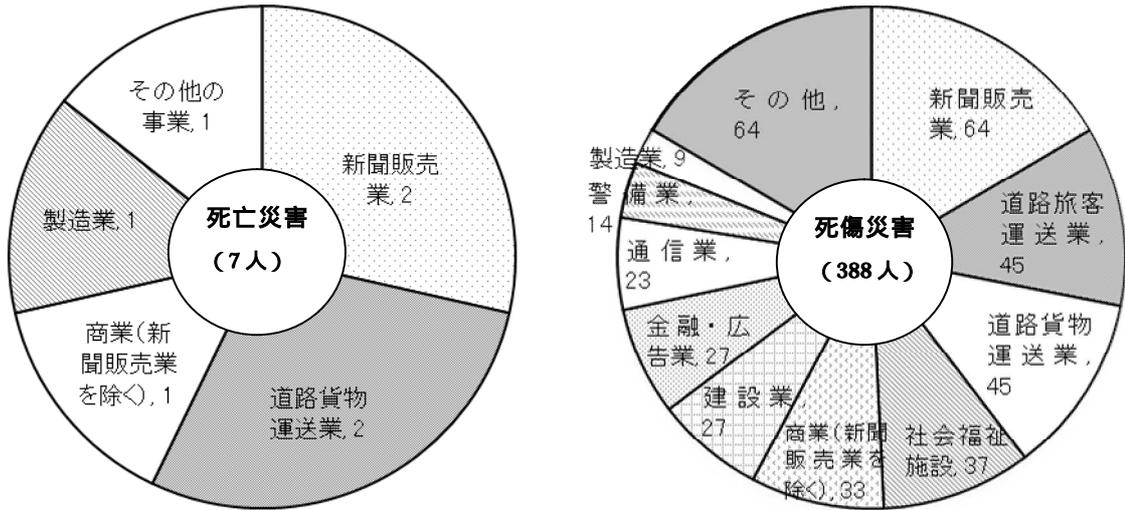
交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。

配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。

配達時においてブレーキ点検などの「安全作業のポイント7」を励行させる。

(参考)

兵庫県内の平成 26 年交通労働災害発生状況(単位：人)



注) 死傷災害：死亡及び休業4日以上災害
【死傷者数は労働者死傷病報告による】

兵庫県内死亡災害発生状況(平成3年～平成26年)(単位：人)

